

認定権者記載欄（※記入しないでください）

[様式 5 号（ハ）－①認定申請書（指定業種のみを営んでいる）] [更新日 R 7 0 4 0 1]

中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定による認定申請書（ハ－①）		
（あて先）京 都 市 長		令 和 6 年 1 2 月 2 日
申請者の住所（京都市内の事業所所在地）		申請者の氏名（会社名及び代表者名）
京都市〇〇区〇〇町 1 番地 1		申請者名を自署してください。 （法人は、法人名、役職、代表者名が必要です。 また、法人の場合、社判でも構いません。）
※申請者の氏名は、自署。法人の場合、社判可。		
私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、原材料費等の売上原価、一般管理費等の増加が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 5 号の規定に基づき認定されるようお願いします。		
（表）		
7629 その他の専門料理店	6911 貸事務所業	
※ 表には、営んでいる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載（当該業種は全て指定業種であることが必要）。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近 1 年間で最も売上高が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。		
記		
1 事業開始年月日		平成 27 年 12 月 1 日
2 月平均売上高営業利益率		
$(B - A) / B \times 100$		減少率 25.7 %
A : 申込時点における最近 3 箇月間の月平均売上高営業利益率		
(2024年9月 ～ 2024年11月)		全体の月平均売上高営業利益率 12.1 %
B : A の期間に対応する前年の 3 箇月間の月平均売上高営業利益率		
(2023年9月 ～ 2023年11月)		全体の月平均売上高営業利益率 16.3 %
3 営業利益率が悪化した外的要因と、それにより増加した費用		
外的要因 レストランで使用する野菜、油等の材料費高騰		
増加した費用項目 材料費		
(留意事項) 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。		

産地第 号

令 和 年 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。
また、本認定書を用いて信用保証協会へ申込みができる期間は発行日から起算して 30 日間です。

認定者名 京都市長 松 井 孝 治

様式5号(ハ) ー①計算書(指定業種のみを営んでいる)

申請者名	株式会社京都市役所 代表取締役 京都 太郎
取扱商品やサービスの内容 (できるだけ具体的に)	飲食店(イタリアレストラン)、不動産賃貸業(テナント)
主な販売先 (記入できる範囲で)	一般顧客、(有)△△△

1 営んでいる事業が属する業種ごとの最近1年間の売上高

業種番号、業種	指定・非指定	最近1年間の売上高	構成比
7629 その他の専門料理店	指定	20,000,000 円	57.1 %
6911 貸事務所業	指定	15,000,000 円	42.9 %
		円	%
		円	%
		円	%
		円	%
合計		35,000,000 円	100 %

※ 「業種番号、業種名」欄には、営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)について、全て記載してください。

※ 「指定・非指定」の欄には、業種ごとに「指定」または「非指定」を記入してください。記入した業種は全て指定業種である必要があります。

2 全体の営業利益率の減少率(20%以上で認定要件を満たす)

最近3箇月間 (2024年9月 ~ 2024年11月)		営業利益率	
売上高	営業利益	$b / a \times 100$	
【a】 4,012,389 円	【b】 486,300 円	【A】 12.1 %	

前年同期3箇月間 (2023年9月 ~ 2023年11月)		営業利益率	
売上高	営業利益	$d / c \times 100$	
【c】 4,122,666 円	【d】 672,000 円	【B】 16.3 %	

$$\text{減少率} = (B - A) / B \times 100 = 25.7 \% \quad * \text{小数点第2位以下は切捨て}$$

(営業利益率の減少要件における特殊な判定について)

- ・ 前年の3箇月間の営業利益率(B)がプラスで、最近3箇月間の営業利益率(A)がマイナスの場合
→ 営業利益率の減少率の結果に関わらず、認定要件を満たす。
- ・ 前年の3箇月間の営業利益率(B)がゼロで、最近3箇月間の営業利益率(A)がマイナスの場合
→ 営業利益率の減少率の結果に関わらず、認定要件を満たす。
- ・ 前年の3箇月間の営業利益率(B)がマイナスで、最近3箇月間の営業利益率(A)がプラスの場合
→ 営業利益率の減少率の結果に関わらず、認定要件を満たさない。